第1628回島根県教育委員会会議録

日時 令和5年1月18日

自 13時30分

至 14時50分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

一公 開一

(報告事項)

- 第69号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の 出願状況について (教育指導課)
- 第70号 令和5年3月高校卒業予定者の就職内定状況(12月末)について (教育指導課)
- 第71号 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的 なガイドラインの概要 (パブリックコメント等を踏まえた変更点) について

(保健体育課・社会教育課)

_____ 以上原案のとおり了承

一非公開一

(議決事項)

第25号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について (文化財課)

-----以上原案のとおり議決

Ⅱ 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】野津教育長 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員 生越委員
- 欠席者
 なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長 柿本教育監 中澤教育次長 佐藤参事(教育指導課長事務取扱) 森山参事 小畑総務課長 中村地域教育推進室長 德永保健体育課長 野々内社会教育課長 中島文化財課長 全議題 全議題 公開議題 公開議題 公開議題、議決第25号 全議題 公開議題 公開議題 公開議題 公開議題 公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐々木総務課人事法令グループリーダー 恩田総務課主任 - 全議題 - 全議題

議決第25号

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	生越 委員	

報告第69号 令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願状況 について(教育指導課)

○佐藤参事 年が明け、令和5年度入学者選抜が動き出している。本日はこのうち、推薦 選抜等に関して出願状況について報告する。

出願期間は1月11日から16日までであった。推薦選抜等を含めた入学定員の総数は全日制5,100名で、この受け数として推薦選抜等の募集人員を設定し、選抜が行われる。選抜の区分として3つある。その3つの区分ごとに説明する。

3 推薦選抜について、募集高校と学科数は34校64学科、募集人員は合計で1,132名 程度である。今年度は浜田高校理数科で新規に実施された。選抜方法は書類審査、面接、 作文等で各高校が定め実施する。今回の出願者の総数は 904 名であった。過去と比較する と表にあるように、昨年度の出願者総数 892 名よりも 12 名増加し、出願倍率は前年と比 べ 0.01 ポイント高い 0.8 倍である。出願状況としては昨年並みと考えている。昨年度か ら出願人数の変動があった学校として出願人数の合計が、昨年度よりも 10 名以上変動が あった学校を表にまとめている。出雲農林高校、津和野で増加。松江商業、松江農林、出 雲工業、吉賀、隠岐水産で減少している。この増減の要因としては明確なものがないが、 津和野のように昨年度減少、出願が少なかった高校で逆に増加し、松江農林のように、昨 年度多かった学科が減少しているというところで、この2校については3年前を振り返っ ても隔年でこのような状況が起きていると言える。また、新規の浜田高校理数科は、募集 人員8名に対して30名が出願した。1の2ページを御覧いただきたい。募集人員を上回 っている学校を表にまとめている。全体で 18 校ある。上回りが大きかった学校を見ると、 出願倍率の2倍以上の出願があった学校学科は松江北高校普通科2.0倍、浜田高校理数科 3.75 倍、隠岐島前高校全学科(一括)2.42 倍の3校3学科である。隠岐島前高校は、入 学後2年次で普通科と地域共創学科との選択を前提とする2学科を一括した通称くくり募 集による募集となっている。また、この表の中には挙げていないが、この挙げられた学校 の中には、身元引受人による県外受検生の合格者の上限を上回っている学校学科がある。 申し上げると、矢上高校産業技術科では県外枠8名に対して10名が県外から来ている。 浜田高校理数科県外枠4名に対して5名、隠岐島前高校県外枠24名に対して58名が出願 している。また、この表以外のところでは一方で、26 校 43 学科で出願者数が募集人員を

下回っており、うち三刀屋高校掛合分校、江津工業高校機械・ロボットでは出願者はなかった。

- 4 中高一貫教育校特別選抜については、募集高校・学科、募集人員、選抜方法に昨年度からの変更はない。出願者数は、飯南高校が23名、吉賀高校が25名である。吉賀高校の募集人員が20名であることから、出願者数が5名上回っている状況にある。
- 5 スポーツ特別選抜について説明する。募集高校が昨年度より平田、浜田 2 校が増え 15 校である。募集人員は対前年 16 名増の 104 名。出願者数は対前年 7 名増の 49 名。出願倍率は昨年より 0.01 ポイント低い 0.47 倍である。新規にスポーツ選抜を実施した学校 や種目の状況について説明する。1の4ページを御覧いただきたい。新規の学校、種目、男女別について申し上げる。松江工業バレーボール男子 2 名、フェンシング男子 0 名、レスリング男子 1 名、平田高校柔道男子 2 名。1の5ページを御覧いただきたい。大社体操男子 0 名。女子 0 名、浜田体操男子 2 名、女子 2 名であった。また、県内より県外の出願者数が多い学校競技がある。1の4ページまでお戻りいただくと、横田ホッケーが県外からの出願者が多くなっている。1の5ページでは、島根中央高校カヌー、隠岐島前高校レスリングが県外からの出願者数が多い状況である。
- 6 面接等の実施日だが、各学校がそれぞれ実施日を定めており、今週19日(木)、20日(金)で実施を計画している。現在、コロナウイルス感染状況等を要因とする学校全体や学年での休校は行われていない。予定どおり各校を受検会場として実施する。昨年度から、コロナウイルス感染症等を理由に本人が陽性者や濃厚接触者である場合、計画の日程では、面接等を受けられない場合は、当初の計画として1月25日(水)に別の実施日を予定している。また、これに加え、この日にも受検できない場合には受検者の個々の状況に応じて、検査の実施方法を検討することとしている。昨日までに出願後の状況を確認したところ、こうした措置に若干対応を必要とする対象者が出ている。詳細の状況は公表しないが、該当の学校と連携をとりながら、個別の状況を確認しながら対応し、受検者に不利益が生じないように実施したいと考えている。合格内定通知は、1月26日(木)に各高等学校長から中学校長へ通知する。合格発表は3月16日(木)一般選抜の合格者とともに各高等学校から発表する。出願状況の詳細については、一覧を1の3ページのA3版のページにまとめている。

今後の入学者選抜の実施のコロナの対応について申し上げる。3月に実施される一般選抜の出願は、1月30日から2月2日までとなっている。各中学校では、現在、出願に向

けた準備や生徒への指導に当たっておられるところだが、場合によっては生徒自身が感染したり濃厚接触者になったりなどするような状況で、締め切りまでに出願が完了できないケースが出ることも想定している。感染状況を注視しながら、中学校での学校や学年休業が発生した場合には、市町村教育委員会と連携をとりながら、出願書類の受付期間を延長する等の弾力的な措置がとれるよう、通知が出せるよう準備をしている。このように、今後も状況に応じた対応を検討することが必要となると考えるが、市町村教育委員会とも連携して、受検者に不利益を生じないよう進めていきたいと考えている。

- ○池田委員 島前高校のスポーツ特別選抜に男子レスリングが2名という報告だったが、 それは、58名のうちの2名か。
- ○佐藤参事 これはスポーツ特別選抜であるので、一般推薦選抜とは別枠のものになる。
- ○池田委員 隠岐島前高校が去年は募集人員が32名で、今年の24名というのはどういう理由か。
- ○佐藤参事 これは、今年度の地元の島前地区の中学3年生の卒業者数が例年よりも多いことを考慮した上で、その推薦選抜の定員の方を40%から30%に下げたという要因からそのようになっている。
- ○池田委員 隠岐水産高校の募集人員が8名、県外生が島前高校24名募集と言われたが、 隠岐水産高校の8名は、県外生の募集が8名ということか。
- ○佐藤参事 隠岐水産高校18名は全て県外の生徒が出願している。
- ○河上委員 1の2の面接等の実施日のところだが、新型コロナウイルス感染症の特別対応を検討されているということだが、インフルエンザの感染者数が結構増えている状況にあるが、インフルエンザの感染者についても、別の実施日の受検の対応というのは、検討されているか。
- ○佐藤参事 これについても、本来、出席停止の扱いを取るようなことになるので、同等 の扱いとして別日の対応を行う。
- ○野津教育長 理由の新型コロナウイルス感染症等の等のところで示している。
- ○原田委員 松江農林高校と隠岐水産高校が、昨年度の受検者数から見ると二桁減っているが、どのような分析をされているか。他は、だいたい軒並み募集定員をオーバーしているが。
- ○佐藤参事 現時点、直接校長先生に問い合わせはしていないが、数字だけの状況を見る と隠岐水産高校は昨年度海洋システム 20 名の県外生が出願となっている。県外からの入

りが 10 名少なくなっているということが見てとれる。松江農林高校については、改めて 校長先生等に話を聞く。

○原田委員 浜田高校の理数科の30名がすごいなと思っているが、これはやはり新規ということもあって目新しかったかなと思うが、例えばその8名で30名当然入らないかもしれない。理数教育の充実を考えてくれる熱がある子どもだったら、その子たちは、やはり一般入試として当然理数科に皆、受けてくれる可能性があったらいい。

○佐藤参事 それを願っている。

―――原案のとおり了承

報告第70号 令和5年3月高校卒業予定者の就職内定状況(12月末)について(教育指導課)

- ○中村地域教育推進室長 この数字については、県立高校、市立高校、私立高校の全日制・定時制のものである。
- 1 就職内定状況の年度別推移を御覧いただきたい。全体的な傾向としては、生徒数が減少していく中で、さらには、大学全入時代の到来、新型コロナウイルス感染症による企業先行き不透明感を原因とした就職希望者の減少がトレンドとしてきているという状況の中で、表の一番下段令和4年度の欄であるが、卒業予定者数は対前年59名減の5,537名、このうち就職を希望した者が、対前年32名減の1,115名であり、率にして20.1%の方が就職を希望している。また、それに対して、就職の内定している状況は対前年35名減の1,051名、内定率が94.3%という形で、対前年のほぼ横ばい。進路指導の就労担当の先生方とか、地域の支援機関、そしてコロナ禍における業績不透明感が増す中でも、採用を行っていただいた企業の皆様方のおかげをもって、例年どおりの高い内定率になったと考えている。さらに、一番右の欄、就職未内定者の状況は、今年度は、12月の時点で64名である。学校の方では就職内定に向けて関連した企業、ハローワークなど関係団体と連携して、生徒たちが就職内定に結び付けられるよう取り組んでいる真最中である。
- 2 就職内定者の県内、県外の割合についてである。県内企業の採用努力や県商工労働部による採用支援対策の効果もあり、増加傾向にあった県内就職率は、グラフの一番右側である就職内定者1,051名のうち県外企業内定者は830名、率にして79%となっており、昨年度と比較して0.7ポイント、人数として36名の減となっている。また、かっこ書きで県立高校の数値も参考に載せているが、対前年で0.2ポイントの減となっている。

- 3 高校の所在地域別の就職内定状況についてである。結果として東部が横ばい、西部が5ポイントの減、隠岐が0.3ポイントの増という形になっている。減となった西部地域の方では、広島など隣県地域を進路先とした生徒が多いという状況になっている。
- ○生越委員 この就職内定者の職種という大きなくくりはわかるか。例えば一次、二次産業など。
- ○中村地域教育推進室長 現時点ではまだ職種までは収集はしていない。年度が終わった 段階で職種等については改めて集計を行って傾向の方を出していきたいと思っている。
- ○生越委員 これを見ると、県内の県立高校の子どもさんは県内就職組がほとんどで、 私立の子どもさんは県外に就職しているというのが見てとれるが、これは県外から来て いる子が元に帰っていくと考えられるのか。それとも、私立の方が県外企業とのコネク ションがあるのか、どんな理由か。
- ○中村地域教育推進室長 傾向としては、決して就職に関しては、私立ということで県外に出ているということではない。県外に出る子もいれば、県内で就職される子もいる。だが、割合的には確かに公立高校に比べては、私立高校の方が県外に行く割合というのは高い。ただ、そこまでの乖離値はないと分析している。更にその就職先が、地元に帰っているかどうかに関しては、ここまではちょっと我々も補足はしてないというところである。 ○生越委員 西部には、県外の就職の子どもさんが多い。この結果は、西部には、企業が

少ないということになるのか、それとも、買い物に行ったり何かをしたりするのに広島、

山口とか行きやすい状況があるからというふうに捉えるのか。

見ている。

- ○中村地域教育推進室長 そのあたりの傾向については、かなり昔の傾向としては、例えば都会地への憧れや友達が誘ったとか、そういったことが要因になったと思っているが、最近の傾向は決してそういうところでなく、自分が結局どういうことをやりたいかというところを据えて、それに合った企業が地域にあるのであれば、ためらわずに地域、それが県外であれば県外に行くというような傾向が見て取れる。とはいうものの、昔の傾向が全くないかと言われたら当然現存は残っており、生徒たちの志向が多様化していると我々は
- ○朋澤委員 意見だが、今年に入ってからの新聞に、地元の良さをアピールするのに大田 市でアンバサダーを募られて、3人の大学生が地域の良さを確認しようという取組をして おられたと思う。そのような各地域の様々な自分の地域を見直すという取組は、県内就職 にも繋がっているような気がするので、そういうことが広まって、自分たちの地域を自分

たちで誇らしく語れるような場面がたくさん出てくるといいと思った。先ほどの西部の県外への就職というのがあったが、お子さんの中で自分たちがしたい職業を求めて、敢えて県外にいくという傾向があると言ってくださったので、その高校生が自分のやりたいことを見つけて就職するというのは、いいことだと思った。また、就職してその後の内定率についても島根県の子どもたちは、全国平均的な定着率と聞いた気がする。3年以内でやめてもいいのだが、そうやって自分がやりたいことが見つけられるような、高校生活までのところを島根でしっかり過ごしてもらって就職が繋がっていったらいいなと聞かせていただいた。

○河上委員 本日の新聞にも出ているが、隠岐島前高校や大田高校で地域と連携した地域 課題の解決に取り組む総合的な探究の授業のことが掲載されていた。また、他校の取組に ついても、よく新聞やニュースなどで目にすることが最近多く、生徒たちの活躍を非常に 頼もしく伺う。このような地域との連携が就職にもいい影響、繋がりが出ているのかなと 思うが、その学校の報告で、何かいい影響が上がっているような声が上がっていたら教え ていただきたい。

○中村地域教育推進室長 実際に調査をかけて取りまとめたものではないが、各先生方、 校長先生方から聞き取ると、学校の先生方だけではなく、地域の様々な皆さんからいろい るなことを経験や知識を教えていただけるということが、生徒たちの選択の幅が広がって いっているというような状況に繋がっていると思っている。自分が何をやりたいのか、し っかりとしたキャリアビジョンというのを捉える子どもたちが少しずつ増えてきていると ころが、地域との連携というところでの、1つの成果というふうにこちらも今回就職とい う形での数字に表れてきていると考えてきている。

○河上委員 そういった声があがっているというのは、非常に頼もしいと思う。これからも是非、そういった取組を期待したいと思うが、学校卒業してから、その就職が内定して離職するなど、卒業後の学校の追跡というのは、されているか。

○中村地域教育推進室長 離職状況については学校では行っていない。御承知のとおり 労働局ハローワーク等で行う。調べてみたが、労働局の調べによると、初年度で大体 17%、2年度目で29.2%。3年目で38.7%が離職しているという状況がある。離職の理 由等については、様々あるが、ただ、それに関しては、やはり、学校の方としても、企 業をしっかりと見ていただく、知っていただくという取組を、ちゃんと実情を知って、 企業を選ぶというところにしていくことが大切だろうと考えている

- ○池田委員 隠岐は県内が 43.5%ということだが、前も聞いたと思うが、隠岐の中に子 どもたちが何人残るのかというのは、わからないか。
- ○中村地域教育推進室長 まだ、現時点は県内という形になっているので、隠岐の中にというのは、まだわからない。
- ○池田委員 島前高校に今までもたくさんしまね留学で来ているが、島前高校、海士に来て、海士に残る。海士に残る子どもは、今までも1人もいなくて、皆さん出られて、大学や他のところに行って帰ってくる子どもがいるかといったら帰ってこないと海士の方が言っていた。しかし、繋がりはたくさんできている。それが定住してもらえるという目的にはなっていない。それと、就職未内定者数の中で県内が52、県外が12とあるが、これは希望が県内か県外かということか。
- ○中村地域教育推進室長 あくまでも現在の希望が県内、県外という人数のカウントである。
- ○池田委員 県外に希望しているが、県内に残られる方もおられるかも分からない。
- ○中村地域教育推進室長 そうである。

―――原案のとおり了承

報告第71号 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイド ラインの概要(パブリックコメント等を踏まえた変更点)について(保健体育課・社会教育課)

○徳永保健体育課長 資料3の1ページをお願いする。これについては、前回12月23日の教育委員会会議で、野々内社会教育課長から、スポーツ庁及び文化庁が示したガイドラインの案についての概要を説明しているが、その後、昨年末12月27日に、ガイドラインが策定されたので、本日改めて御報告する。

資料3の1ページの策定の趣旨や内容については、前回の報告から大きな変更はないので、説明は割愛させていただく。

3の2ページをお願いする。パブリックコメント等を踏まえた主な変更点である。変更前、前回御報告したガイドラインの案では、休日の学校部活動の地域移行の達成時期の取扱いについて、令和5年度から7年度までの3年間を改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとの考え方が示されていた。変更後は、変更部分に斜線を引いているが、これまで取組全体を地域移行と称していたと

ころを、地域連携や地域クラブ活動への移行という記載に改められている。また、達成時期については、その下の※に記載しているが、国としては一律に定めないこととされ、段階的推進という言い方で、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すというふうにされた。この点が案から大きく変わった点である。その下に参考として、これまでの経過と今後の予定を記載している。既に説明済みのものは割愛させていただいて、一番下の時期未定としているところを御覧いただきたい。当ガイドラインにおいては、県の教育委員会に求められている役割として前回も御説明しているが、指導者の確保の取組においての教職員の兼職兼業の規定や運用の改定を行うこととされている。そのことについて文部科学省は、各地方公共団体における兼職兼業の許可の円滑な手続きを資するための手引きを示す予定としている。県教育委員会としては、今後はそうした動きを踏まえながら、取組を進めていきたいと考えている。

資料の3の3ページから3の7ページまでは、国から配布された資料を添付している。 前回の説明時にお配りしたものと大きく変わっていないので詳細の説明は割愛させていた だき、後ほど御覧いただければと思う。

変更点を1点説明する。3の5ページを御覧いただきたい。今後の活動の形態のイメージ図の資料となっている。上段の①②の休日の地域クラブ活動と、下段の直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合の学校活動の地域連携を図示したものである。例示の仕方が、前回のものよりもシンプルになって、なおかつ提示のパターンが開かれており、よりイメージしやすい資料となっていることを申し添える。

○池田委員 休日の部活動であるが、例えば柔道の全国大会をやめられた。島根県でも、 地域の子どもたちの野球の試合は土日にあるので、隠岐から行く場合は、金曜の午後から 船に乗って土日に試合をして、月曜日の朝の船で帰ってきて昼から学校に行く。学校を午 前中は休んで午後から学校に行くので欠席にはならない。それが続いている。土日の試合 をしないといけないのか。そういう思いがある。それは多分、公的なものではないから、 スポーツクラブに任されていると思うが。また、乃木小学校の乃木ライオンズが勝つため の活動をやめたというのが新聞に出ていた。勝つためとか、スポーツに対して考え方を見 直さなければならないと思う。

○徳永保健体育課長 今回の地域への移行の発端は、教員の働き方改革というところが スタートであると認識をしている。ただ、国のスポーツ庁、文化庁も含めてであるが、

その視点よりも、子どもたちによりよいスポーツ環境、文化芸術活動をという視点で、 部活動の改革に取り組むという方向性に現在変わってきている。最初におっしゃった、 地域の大会参加へというところは、どうしようかという対策は具体的には持ち合わせて いないが、子どもたちによりよい環境、どこにいても、持続可能な指導者が安定的にと いう活動に触れられるようにというのが将来的な目標ということである。しかしながら、 島根県は指導者の確保が難しいとか地理的な条件のこともあるので、どこまで子どもた ちのニーズにあった、子どもたちにとって良い環境が整えられるのかというのは難しい ところもあるが、学校現場の負担なども考えながら、ベターな方法を考えていきたい。 ○原田委員 今、徳永課長が言ったように、子どもにとってというのが一番だと思ってい る。教員の働き方改革が当然だけれども、そう思ったときに、このパブリックコメントを 国がやったと思うが、イメージ的にパブリックコメントを出して回答するのは大人が多い のではないか。実際、当事者である子どもたちの声が、そのパブリックコメントにあった のか。もしあれば、少数でもどんな子どもの意見があるのか、分かれば知りたい。 また、島根県の中で今、取り組んでいらっしゃるけれども、学校とは、やりとりがあって、 校長や学校の地域実態、実際、今いる中学生や小学校の高学年の子どもたちが部活動をど のように感じているのかという、子どもの生の声みたいのものを吸い上げているのか、そ れとも、やはり聞くような場面を考えていらっしゃるか。とても大事なことではないかと 思う。スポ少で頑張って、保護者がいろいろな不安を持っていらっしゃる。そういう保護 者の声みたいなものが集まっているのか、吸い上げようとしていらっしゃるのか。 ○徳永保健体育課長 当初3年間で、改革集中期間ということで取組を進めるという方針 であったので、市町村の方も令和5年度から取り組まなければいけないということで、一 部モデル事業を令和3年度から取り組んだ美郷町、浜田市などがある。保護者や子どもた ちにアンケートを行って、どういうふうに部活動に今後取り組みたいか、そういったとこ ろの意向調査は行いつつ取組を進めている。それを踏まえて今後、まだ検討段階で島根県 として、どういう形で進めていくかというのは、これから県の部活動の在り方についての 方針があるが、そういった改定作業を行うので、検討を進める際に、こうした子どもたち の考えとか、保護者の考えなどあらゆる方面から意見をいただいて改定作業に取り組んで

○原田委員 もし、そういう意見があったら参考に、示していただく機会があればと。ど のように考えているのかな、またそれに対してどういう意見を出し合って考えるのかなと

いきたい。

参考にしたいので、お示しいただけたらと思う

- ○朋澤委員 時期未定のところの兼職兼業許可というところについて、今後、手引きが示される予定になっているが、これは結局令和7年度までのところで完結しなくてはいけないかなと思う。そんなに長くはかからないか。
- ○徳永保健体育課長 時期未定と書いている。いつというのはまだはっきりわかっていない。早期に示すということであるので、近いうちに出てくるものだと認識をしている。それを見て、県教育委員会として、所管は学校企画課になろうかと思うが、連携しながら、作業を進めていきたいと思う。
- ○朋澤委員 兼職兼業という言葉からいろいろ検索すると、例えば学校運営に支障がないように、信用失墜行為にならないように、事故発生時において誰に責任があるか、責任の所在をしっかりするなどいろいろなことが上がってくるなと思ったが、先生方の働き方改革から、このような地域移行が出てきたのに、プラス兼職兼業の許可のところでいろいろ先生方が、かえって困られることがないような許可の手続きと現場の状況になればいいと思う。また、この手引きが出たら見られるというか、わたしたちも分かるか。
- ○徳永保健体育課長 手引きはおそらく公開されると思うので、資料提供はしたい
- ○朋澤委員 ネットで見られるか。
- ○徳永保健体育課長 はい。
- ○生越委員 今、高校の先生方が求めていた臨時収入として 900 円というのは、支払われる可能性が出てくるということになるか。
- ○徳永保健体育課長 そのあたりも今後の規定を整備していく中で検討していくことかと 思うが、兼職兼業に当たっては、もちろん教職員の本分の部分との時間の兼ね合いとか、 報酬的なことについても、これまで、部活動指導員とか、地域指導者など、外部指導者に 対しては、報酬を出して取り組んでいるので、そのあたりとの兼ね合いとか、いろいろな 面から検討する項目があろうかと思っている。そうした点も踏まえて、検討していきたい と思う。
- ○池田委員 先ほどの教員の働き方改革がスタートとおっしゃたが、隠岐の小学校で、この2学期の個別面談をしたら、通知表の教員から家庭に書くところを書かないという通知が出た。保護者の人は1人面談に来る。録音でもしないと書いてないので他の家族には伝わらない。個別面談に行ったら、2学期にこういう変化があったとか、成長したとか、コメントが。それが、働き方改革の名の下に削られたというのがとても納得いかない。そう

- いう例はあるのか。
- ○生越委員 うちの中学校は1・2学期に関しては、個人面談に変えて、やめたということで、3学期はちゃんと書きますよというようなことが書いてあった。先生と楽しくおしゃべりをして帰った。
- ○池田委員 そういう手間を省いて働き方改革なのかというのがすごく疑問。違うのではないか。先生が保護者とか子どもたちに向き合って書いて伝えるというのは。そこを省くのかという、私はすごく不思議に思ったが、どうなのか。
- ○野津教育長 市町村の判断。
- ○池田委員 学校長なのか。
- ○野津教育長 校長なり、市町村での判断であり。県教委として指導したわけではない。
- ○池田委員 把握はしていないか。
- ○野津教育長 していない。隠岐の島町教育委員会でしっかりやっている。
- ○朋澤委員 隠岐だけではない。
- ○生越委員 私はあまり気にしなかった。
- ○池田委員 小学校のものをみると、落ち着きがないとか。何年も経ってからみたりする。個別面談は母親や父親しか行かない。だから録音しようという話をした方もおられたという。
- ○朋澤委員 対象が違うと思う。個人懇談は親に対して教員が家のお子さんについて述べる。でも、通知表の所見欄は子どもに対しての部分が大きいと私は思う。だから、その先生方の所見を読んで、日頃その先生が自分をどう評価しているのか、自分に対してどのような言葉を先生が持っているかというのは、所見欄を親が子どもに読んでやる。または子どもが見ることによって自分はそういうふうに先生から見られているんだ、自分はそういう人間なんだ、そういういいところがあるんだという子どもの自信につながるところだと思うので、個人懇談と所見欄は全然意味合いが違うと思うので、そのような現実があるというのはすごいショックだった。
- ○池田委員 そこをやめるのっていうのはすごく思った。
- ○朋澤委員 そこが大事だとわたしは思う。
- ○池田委員 忙しさをそこで解消をしようとすると違うでしょうと思ってならない。
- ○野津教育長 我々は全体を把握してないので、代わりに何をやっているのか。日常を承知していない。今、ここでそれを評価することはできない。ご意見として承る。市町村の

教育長と話をするが、評価的には、子どもと何を今までと違うことをとやっているのか全く知り得ない。変わりのこと、もっといい事を、あるいは後年の記念になるようなことをやっているかもしれない。今の指導としてどういうことをやっているかということを重要視して従来型を変えているのかもしれない。全体がわからない中で、評価について、この場でしないようにしたい。そういった実態があれば聞いてはみたいと思う。

○原田委員 朋澤委員が言われたから最近気になったこと。隠岐のことはわたしも知っていた。そうなのだと。今話したいことは、実は、不登校の子どもが教室には入れないが、保健室に行ったり来たり頑張っているがなかなか行けない。そのお母さんが面談に行かれた。そのときに出された通知表は、全部斜線がしてあったと言われた。評価はできないかもしれない。でも、所見は書けるでしょというような思いも。私も通知書と面談は違うと思う。それをもらった子どもが、僕は頑張って学校に行っていたが、全て斜線で書かれている。教科で数字がでなくても、挨拶ができたとか、いろいろある。行動のところすら斜線でということに対して、その子の存在すら学校として見ていなかった。それを許可して出した校長先生。子どもがもらって励みになって、また学校に行きたいなと思うような所見、あるいはその評価が、多忙感かもしれないが、大事なものを削ぎ落していくというのは、私自身危惧を感じた。

○生越委員 あそこのコメント欄は学校から家庭へと書いてあったような気がする。そうすると、先生は子どもではなく保護者あてに書く。もしかしたら、そういう扱いにしてここは保護者に書くメッセージ欄という扱いで先生が書いていれば、個人面談に変えてみたいということになるのではないか。

○野津教育長 県で統一の規格ではない。学校の普段の指導の上での様式である。普段の 指導の全体がわからない。我々の世代から見ると変わったなと。なぜ変わって、他に何が 新しく加わっているだろうというようなこともまたお時間をいただいて研究を事務局の方 でしてみたいと思う。

部活動の話だが、わたしが議会の答弁で申し上げたところの一番大事なことは、子どもが活動できる環境を守ること。今の全体の論調が、東京で少子化になってきて、単独の学校で全ての部活動がやることができないという現状からの問題意識からのスタートである。我々はそんなこと 20 年も 30 年前に経験していることで、こんな合同部活動ができるような近いところに学校がないというのが現状だ。そこの前提で言うと、やはりどういった環境で行うか、3の5ページにいろいろな体系あるが、どれでもいいので大人が責任として、

子どもたちが部活動をやりたい、いろいろなスポーツをやりたい、文化芸術活動をやりた いと思ったときに、やれる環境を何らかの形で守っていくということが、我々の考える、 島根県が考える主眼であろうというような話を、議会の中でも答弁をしている。実際にど うやるのかというのは、個別に学校なり市町村でお考えいただく。市町村で統一したやり 方というのは無理だと思っている。例えば、浜田市は海岸端から県境までみんな浜田市、 同じことができるわけがない。この例示されたもののどれかを使いながらやる。いずれ民 間の方にいけば、それはそれでいいが、我々としては左下の3の①が現状であって、ここ に地域人材をこれからもどんどん入れて、地域全体でバックアップする。ただ活動の場と して、ベストな環境、施設等、子どもの移動や集合を考えたときに、現状の方が他に活動 する場所がないのでいいだろうと思う。その一方で、教員の働き方改革を進めようと思う と、部活動指導員というような形で、教員がいなくても部活動ができる環境というのを作 っていく。それが、今、人がいない、人がいないで終わっては駄目なので、人は育てるも のだ。人材をできるだけ多くの方にやってもらって、その中で、技術、指導力を高めてい ただく。地域の方でリーダーができ、それをサポートする人が1人でも難しいので、そう いったことを今後進めるべきであろうというようなお話を昨年末までのところで私の意見 として申し上げた。市町村の教育長とも意見交換をして、概ねそういう方向性しかないだ ろうと。みな同じ考えを持っている。後追いで、こういったものが現実的な形で、当初の 案が見直されて出てきたということなので、地域を支える人を作るという島根創生計画の 一端を担いながら、全体としてやってきている。もちろん、我々としては、働き方改革、 部活動負担というのは、かなり、時間の拘束があるので、そういったところから、少しず つ改良してあげたい、そのためにいろいろ予算設定などして努力する方向で今、頑張って いる。結果としてどうなるか。1つ1つ学校の目標を作る気は、わたしはない。みんなで 子どもの活動が守られた上で、教員の働き方改革を進めていく。明日からガラッと教員が 楽になるということはおそらく無理なので、1つの目標として神あり国スポを目安とする。 もちろんそれまでにできれば、そういった形でやっていければと、この問題に関しては思 う。

―――原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

一非公開一

議決第25号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について(文化財課)

○中島文化財課長 資料4の1をお願いする。議決第25号島根県文化財保護審議会に対する諮問については、1 趣旨にあるとおり、島根県文化財保護条例の規定のとおり、県指定文化財として、指定などを行う場合には、教育委員会の議決をいただいてから、島根県文化財保護審議会に諮問をするという手続きになっている。

今回、審議をお願いする案件は、2、諮問事項のとおり、(1)有形文化財の指定と (2)天然記念物の指定解除であるが、内容の説明は後ほどさせていただく。4の2ページに指定の流れを記しているが、本日は下に記載した流れの左から2番目の段階になる。本日議決をいただくと、2月1日に開催を予定している審議会に諮問して答申をいただき、おって教育委員会で指定の議決をいただければ、県報で告示して、指定等を行うことになる。

有形文化財の指定について御説明する。4の3ページをお願いする。内容は(1)から(5)のとおり、種別は有形文化財の彫刻、(2)名称・員数は、木造十一面観音立像 1 躯。所有者は出雲市小山町の日蔵寺、平安時代10世紀のもので、高さが約107センチの一木造りの観音像である。(7)特徴として、まず、十一面観音像とは、奈良時代以降から、病気治癒などの現世利益を願って祀られたもので、4の4ページ右下の参考のイメージ図のとおり、頭部に10または11の小さい顔を持つ。本像は画像にあるとおり、小さい顔の部分は残っていないが、髷の頂上や周囲に頭上面を備えた痕跡があり、十一面観音像として作られたことがわかっている。一木造りという、ほとんど一本の木材から掘り出し、また、乾燥によるひび割れを防ぐための内刳りを施さない古い時代に見られる構造と、丸みを帯びた穏やかな顔立ちといった特徴から、平安時代の中期頃に作られたと見られる。(8)指定の理由として、本像は、県内で既に指定した文化財の平安彫刻に近い特徴があり、出雲で作られたものと推定できるが、古い時代の構造と、穏やかな表情を併せ持つ平安時代中期の過渡的な表現がみられ、県内に類例が少ないこと。出雲地方では、平安期の仏像の大半が、島根半島や山間部に多く伝わっており、出雲平野の市街地で見いだされた点が珍しいこと。本像は、出来映えも優れており、年代

や所在地など島根における平安彫刻史の空白を埋める貴重な存在と位置づけられること、以上の理由から、県指定文化財として諮問することが適当である。(9)のとおり、今回指定に向けた調査には県、出雲市及び県文化財保護審議会で彫刻分野を担当する中田利枝子委員により実施した。なお、資料にはないが、本件が指定されることになれば、彫刻としては43件目、平成26年、鰐淵寺の木造神像指定以来9年ぶりのこととなる。

4の5ページ。天然記念物の指定解除である。内容は(1)から(6)のとおり、種別は天然記念物の植物で、名称・員数は日本海岸におけるハマナス自生西限地 1所、所在地は、出雲市湖陵町差海の個人所有地で、昭和35年9月30日に指定している。ハマナスは、中段の(参考)に記載のとおり、バラ科バラ属の落葉低木で、東アジアの温帯から冷帯にかけて分布しているが、日本では北海道で多く見られる花である。指定を解除する理由については(6)のとおり、自生地の環境変化により、本来は日当たりのよい砂地を好む植物にもかかわらず、自生地周辺からの竹の侵食などがあり、生育環境が悪化したことにより、ハマナスの自生がなくなったことによるものである。調査については、(7)のとおり、県・出雲市と県文化財保護審議会で動植物の分野を担当する久保満佐子委員により、令和2年及び令和3年の6月に実施した。なお、一番下に記載のとおり、日本海岸におけるハマナス自生西限地としては、もう1所、大田市静間町にも指定箇所がある。こちらについては、現在も自生が見られるため、指定に変更はない。また、指定解除になれば植物の指定件数を30件、鉱物、動物を含めた県指定天然記念物全体では37件となる。以上のとおり、保護審議会に諮問したいと考えている。

- ○原田委員 木造十一面観音立像だが、4の1に書いてあるのと4の3に書いてある躯の 漢字が違うのはなにか理由があるか。
- ○中島文化財課長 4の3の方を誤って旧字体にしている。基本的にはこの4の1ページ の1躯がよく使われる。
- ○池田委員 この十一面観音像は公開されているか。
- ○中島文化財課長 この観音立像は、お寺の観音堂に保管されており、一般には公開していない。

―――原案のとおり議決

野津教育長 閉会宣言 14時50分